



第202200242748号
令和5年1月13日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一
(公印省略)

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について (協議)

このことについて、別紙のとおり「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱
方針」を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

担 当：漁業調整課漁業調整担当
足立
電 話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
潜水器漁業 (※)	【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分(真方位、以下同じ。)の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から323度40分の線及び最大高潮時海岸線から1,500メートルの線で囲まれた海域	定めなし	6月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	3
	【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線の間鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線以西の海域 点ア 北緯35度32分02秒、 東経134度03分48秒 点イ 北緯35度31分38秒、 東経134度03分49秒 点ウ 北緯35度31分39秒、 東経134度04分11秒 点エ 北緯35度32分01秒、 東経134度04分11秒	定めなし	6月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	4
	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線の間鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線以西の海域は除く。	定めなし	6月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域	3

点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、 東経 134 度 03 分 48 秒 点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、 東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、 東経 134 度 04 分 11 秒			を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	
【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸 線との交点から 342 度 30 分（真方位、以 下同じ。）の線と東伯郡湯梨浜町大字宇谷 と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸 線との交点から 352 度 30 分の線の間の鳥 取県沖合	定めなし	6 月 1 日 から 8 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	1
【淀江町地先】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分 （真方位、以下同じ。）の線と米子市淀江 町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時 海岸線との交点から 13 度 10 分の線の間の 鳥取県沖合	定めなし	6 月 1 日 から 8 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	1
【米子市地先（淀江町地先を除く。）】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と 最大高潮時海岸線との交点から 13 度 10 分（真方位、以下同じ。）の線と米子市と 境港市の境界と最大高潮時海岸線との交 点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	6 月 1 日 から 8 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	5

(2) あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび漁業	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分（真方位）の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	18

(3) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分（真方位）の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	2

(4) かご網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かわはぎかご網漁業	鳥取県沖合	10トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	1

(5) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1 そうまきはまち狩刺網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	1

(6) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	1
三重網漁業	西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年1月25日から同年2月28日まで

3 許可の有効期間

(1) 潜水器漁業

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) あわび漁業 (あわび漁業)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) なまこ漁業 (なまこ漁業)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) かご網漁業 (かわはぎかご網漁業)

許可日から令和6年9月30日まで

(5) まき刺網漁業 (1そうまきはまち狩刺網漁業)

許可日から令和5年3月31日まで

(6) 固定式刺網漁業

1) 一重網漁業

許可日から令和8年3月31日まで

2) 三重網漁業

許可日から令和5年10月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

※ なお、別途、協議する「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について、貴委員会の同意が得られた場合は、漁業時期を5月31日から8月31日までとする。

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について

令和5年1月17日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならず、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
潜水器漁業 (※)	潜水器漁業（福部地先）	3	許可期間満了に伴う (規則第15条の規定による継続許可等の対象外) 現許可の満了の日：令和5年3月31日
	〃（酒津地先）	4	〃
	〃（浜村地先）	3	〃
	〃（泊地先）	1	〃
	〃（淀江町地先）	1	〃
	〃（米子市地先）	5	〃
あわび漁業	あわび漁業 (御来屋地先)	18	〃
なまこ漁業	なまこ漁業 (御来屋地先)	2	〃
かご網漁業	かわはぎかご網漁業	1	新規就業（賀露）
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網 漁業	1	新規着業
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道 を除く）	1	〃
	三重網（西伯郡甲川河口 中央から正北の線以西 （中海及び境水道を除く）	1	〃 (西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を 有する者)

※ 漁業時期については、別途、協議する「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について同意が得られた場合は、5月31日から8月31日までとする。
(現行：6月1日から8月31日)

(2) 申請期間

令和5年1月25日から同年2月28日

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋
(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4～9 略

(継続の許可又は起業の認可)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2)～(4) 略
- 2 略

3 許可の有効期間の短縮について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
かご網漁業	かわはぎかご網漁業	許可日から 令和6年9月30日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。(※2)
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	許可日から 令和5年3月31日まで	"
固定式刺網漁業	一重網(中海及び境水道を除く)	許可日から 令和8年3月31日まで	"
	三重網(西伯郡甲川河口中央から正北の線以西(中海及び境水道を除く))	許可日から 令和5年10月31日まで	"

(参考)

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間	備考
潜水器漁業	潜水器漁業	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	有効期間：1年間(※1)
あわび漁業	あわび漁業 (御来屋地先)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	"
なまこ漁業	なまこ漁業 (御来屋地先)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	"

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋
(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網(ぬいきり網及びしぼり網を含む。)により行う漁業
 - (2) まき刺網漁業 海面においてまき刺網(狩刺網を含む。)により行う漁業
 - (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網(第13号に掲げるかつら網を除く。)により行う漁業
 - (4) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
 - (5) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
 - (6) こぎ刺網漁業 海面においてこぎ刺網により行う漁業
 - (7) かが網漁業 海面においてかが網(きんこばい、こういか又はひらつめがにをとることを目的とするものを除く。)により行う漁業
 - (8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業
 - (9) すくい網漁業 中海海域(北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点(境港市西工業団地に設置された干拓記念碑)と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点(鳥根県松江市美保関町去ルガ鼻東端)を結んだ直線以南の海面をいう。以下同じ。)及び境水道(北緯35度31分45秒東経133度11分55秒の点と北緯35度31分50秒東経133度11分44秒の点を結んだ直線以北、北緯35度33分7.9秒以北の東経133度16分19.6秒の線(境港市境港防波堤東端から正北の線)以西の海面をいう。以下同じ。)において3トン以上の動力漁船を使用し、すくい網により行う漁業であって、集魚灯及び動力式漁労装置を使用するもの
 - (10) しいらつけ漁業 海面においてしいらつけにより行う漁業
 - (11) げんしき網漁業 海面においてげんしき網により行う漁業
 - (12) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網(推進機関を備えない船舶及び一重網を使用するものを除く。)により行う漁業
 - (13) かつら網漁業 海面においてかつら網により行う漁業
 - (14) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
 - (15) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
 - (16) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
 - (17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業(第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。)
 - (18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。)
- 2 前項の許可は、法57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
 - (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
 - (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年 ※1
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 ※2

